

知多北部広域連合財政状況の公表に関する条例

(平成11年7月1日 条例第26号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項の規定に基づき、財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

(公表の期日)

第2条 財政状況の公表は、毎年5月及び11月に行うものとする。

2 天災その他避けることのできない理由により前項の期日に財政状況を公表することができないときは、広域連合長は、その理由のやんだときから1月以内に公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により5月に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を記載し、かつ、財政の動向及び広域連合長の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 収入及び支出の状況
- (2) 住民の負担の状況
- (3) 財産並びに公債及び一時借入金の現在高
- (4) その他広域連合長において必要と認める事項

2 前条第1項の規定により11月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算状況を記載するものとする。

3 広域連合長は、必要に応じ、財政状況の記載事項の基礎となるべき事実及び数字を記載した文書をその附表として添付することができる。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、知多北部広域連合公告式条例（平成11年知多北部広域連合条例第1号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。

2 財政状況は、前項の規定によるほか、公表の日から6月間は、知多北部広域連

合事務所において閲覧することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、財政状況の公表について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。